

○岡山市乳児等通園支援事業認可要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業の認可（以下「認可」という。）及び認可の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）、岡山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年岡山市条例第32号。以下「条例」という。）その他の関連法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可等を行うことを目的とする。

(認可の基本方針)

第2条 市長は、法、規則、条例及びこの要綱に定める認可に係る基準を満たす者については認可を行うものとする。認可にあたって、岡山市子ども・子育て支援事業計画又は岡山市子ども・子育て支援事業計画の代用計画に従い、就学前児童数、施設の配置状況や将来の需要等を踏まえ、その必要性を審査する。

(設置者)

第3条 乳児等通園支援事業の設置者（以下「事業設置者」という。）は、法第34条の15第3項各号（当該事業者が社会福祉法人又は学校法人にある場合にあっては、第4号に限る。）及び条例第5条第7項をいずれも満たす者でなければならない。

2 事業設置者が社会福祉法人又は学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者である場合は、別表1の適合条件を満たすものとする。

(事業所の位置)

第4条 乳児等通園支援事業を実施する場所は、以下の各号に該当するものとする。

(1) 都市計画法令などの関係法令を遵守していること。

(2) その他、周囲の環境について、児童の心身ともに健やかな育成に著しい支障がないこと。

(施設の規模、構造等)

第5条 乳児等通園支援事業として使用する建物の構造及び設備等については、条例、建

築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関連法令に従うものとする。

（職員の配置等）

第6条 乳児等通園支援事業の職務に従事する職員は、条例に基づき配置されていなければならない。

（認可の条件）

第7条 社会福祉法人等以外の者に対して乳児等通園支援事業の認可を行う場合については、以下の条件を付すことができる。

(1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、事業設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設け、その他の事業の会計と区分すること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和7年2月26日こ成保発第154号。以下「154号通知」という。）別紙1の借入金明細書、同通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、154号通知別紙1の借入金明細書、同通知別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

2 個人において確定申告を行っている場合及び企業会計の基準による会計処理を行っている場合において、会計期間が一年に満たない又は、会計期間が4月1日から3月31日ではないときは、4月1日から3月31日を会計期間として貸借対照表等を作成する

こと。なお、法人については、必ず月次試算表を作成するとともに、各事業主体における議決機関の承認を受けること。

(不動産の貸与を受けて運営する乳児等通園支援事業の認可の基本方針)

第8条 事業設置者が乳児等通園支援事業の用に供する土地又は建物について貸与を受けて乳児等通園支援事業を設置する場合は、以下の要件を満たすものでなければならない。

(1) 貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

ア 土地又は建物の貸与を受ける場合において、当該賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体であると市長が認めた場合

(2) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(3) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(設置認可の申請)

第9条 設置認可申請者は、「乳児等通園支援事業認可申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付したうえで、市長へ提出するものとする。

(設置の認可等)

第10条 市長は、前項の認可申請書について、法令、規則、条例等に適合しているか審査を行い、認可する場合は「乳児等通園支援事業認可通知書」により、認可しない場合は「乳児等通園支援事業不認可通知書」により申請者に通知するものとする。

(廃止又は休止に関する協議)

第11条 法第34条の15第7項の規定に基づき、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとする事業設置者(以下「廃止等申請者」という。)は、あらかじめ相当期間

の余裕をもって、市長に協議するものとする。

(廃止又は休止の手続き)

第12条 廃止等申請者は、前条に規定する協議後、「乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書」（様式第2号）に必要な書類を添付したうえで、事業を廃止又は休止しようとする日の3か月以上前までに市長へ提出するものとする。

(廃止又は休止の要件)

第13条 市長は、前条の定めるところにより、乳児等通園支援事業の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められること。

(2) 廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあつては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。

(3) 廃止について社会福祉法人理事会の議決その他法人の定款に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じた必要な手続きを経ていること。）。

(4) その他当該乳児等通園支援事業の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条の定めるところにより、乳児等通園支援事業の休止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。

(2) 休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人以外の者にあつてはこれに準じる手続きを経ていること。）。

(3) その他当該乳児等通園支援事業の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止又は休止の承認等)

第14条 市長は、第12条の定めるところにより申請された乳児等通園支援事業の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査の上、当該事業を廃止又は休止を承認するか

どうかを決定しなければならない。

- 2 前項の規定により乳児等通園支援事業の廃止又は休止の可否を決定したときは、「乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書」又は「乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書」により通知するものとする。

（再開）

- 第15条 前条の定めるところにより休止が承認された乳児等通園支援事業を再開しようとする者は、事業を再開しようとする月の前月10日までに、「乳児等通園支援事業再開届出書」（様式第3号）に必要な書類を添付したうえで、市長へ提出するものとする。

（変更の届出）

- 第16条 設置認可を受けた乳児等通園支援事業の次に掲げる事項について変更がある場合は、「乳児等通園支援事業変更届出書」（様式第4号）に必要な書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に市長へ提出するものとする。

(1) 乳児等通園支援事業の名称及び位置

(2) 事業設置者の名称

(3) 定款・寄附行為その他の規約

- 2 設置認可を受けた乳児等通園支援事業の次に掲げる事項について変更がある場合は、あらかじめ「乳児等通園支援事業変更届出書」に必要な書類を添付し、市長へ提出するものとする。

(1) 乳児等通園支援事業の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

(2) 事業の運営についての重要事項に関する規程

(3) 経営の責任者及び福祉の実務にあたる幹部職員

- 3 市長は、前項の届出を受けたときは、必要に応じて実地確認等を行うものとする。

（設置認可の取り消し）

- 第17条 市長は、法第58条第2項の規定に基づき、事業設置者が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該事業設置者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該事業設置者がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該事業設置者がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを

行うことができる。

2 前項の規定に関わらず、当該違反が、乳児又は幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行し、令和7年4月1日以降を事業開始日とする乳児等通園支援事業の認可並びに廃止及び休止の承認について適用する。

別表1 社会福祉法人又は学校法人以外の者による乳児等通園支援事業に係る設置主体適合条件（第3条第2項関係）

1 法第34条の15第3項第1号に掲げる基準を満たすため、次の各号の該当すること。

(1) 乳児等通園支援事業の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有しているか、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていること。ただし、第8条の規定に該当する場合は、この限りでない。

(2) 乳児等通園支援事業の年間事業費の12分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(3) 直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を営む事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

2 法第34条の15第3項第3号に掲げる基準を満たすため、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 次のいずれにも該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、経営者に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（乳児等通園支援事業の運営に関し、当該事業設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(2) 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者（保育の利用者その他これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(様式第 1 号)

(元号) 年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 所在地
法人名
代表者職・氏名
(法人以外にあっては住所及び氏名)

乳児等通園支援事業認可申請書

児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項及び同法施行規則第 3 6 条の 3 6 第 1 項の規定により、
乳児等通園支援事業の認可を申請します。

(別紙)

1 事業所の名称、種類及び位置				
(1) 名称				
(2) 実施事業	乳児等通園支援事業			
(3) 位置				
2 建物その他設備の規模及び構造 (図面は別添)				
(1) 規模	敷地 (土地)	敷地面積	m ²	
		[自己所有面積]	m ²	
		[借用面積]	m ²	
		[その他]	m ²	
	* 借用の場合	貸主名称		
		借用期間	年	
		賃料	円/月額	
	建物	建築面積	m ²	
		延べ面積	m ²	
		[自己所有面積]	m ²	
		[借用面積]	m ²	
	* 借用の場合	貸主名称		
		借用期間	年	
		賃料	円/月額	
(2) 構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋C造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋C造 <input type="checkbox"/> ()			
	建物階数	階	利用階数 階～ 階	
	<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> その他			
(3) 設備 (乳児等通園支援事業実施予定の保育室等面積)				
区分	乳児等通園支援事業実施面積	在園児の保育等で必要な面積		
乳児室	m ²	m ²		
ほふく室	m ²	m ²		
乳児等支援事業専用室	m ²	m ²		
保育室	m ²	m ²		
遊戯室	m ²	m ²		
合計	m ²	m ²		
便所	m ²	m ²		
	<input type="checkbox"/> 2歳未満児専用 <input type="checkbox"/> 2歳以上児男・女			

(様式第2号)

(元号) 年 月 日

岡山市長様

申請者 所在地

法人名

代表者職・氏名

(法人以外にあつては住所及び氏名)

乳児等通園支援事業（ 廃止 ・ 休止 ）承認申請書

児童福祉法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業を（ 廃止 ・ 休止 ）したいので、必要書類を添えて申請します。

1 施設の名称、種類及び位置

(1) 名称

(2) 種類 一般型乳児等通園支援事業

(3) 所在地

2 廃止（休止）の具体的理由

3 利用している児童の処遇

4 廃止（予定）年月日

年 月 日

5 休止（予定）期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(添付書類)

- 1 利用乳幼児の処遇方法（廃止・休止の場合とも）、財産の処分方法（廃止の場合のみ）
- 2 引継ぎ確認書の写し、贈与契約書の写し、財産目録及び備品台帳（設置者の変更の場合のみ）

岡 山 市 長 様

申請者 所在地
法人名
代表者職・氏名
(法人以外にあつては住所及び氏名)

乳児等通園支援事業再開届出書

次のとおり事業の再開をしたいので、児童福祉法の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び位置
 - (1) 名称
 - (2) 種類 一般型乳児等通園支援事業
 - (3) 所在地
- 2 設置主体、経営主体及び代表者氏名
 - (1) 設置主体、経営主体
 - (2) 代表者氏名
- 3 再開する年月日
年 月 日
- 4 休止していた期間
- 5 その他

岡山市長様

申請者 所在地
法人名
代表者職・氏名
(法人以外にあっては住所及び氏名)

乳児等通園支援事業変更届出書

児童福祉法の規定により、認可事項に変更があったので届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び位置
(1) 名称
(2) 種類 一般型乳児等通園支援事業
(3) 所在地
- 2 設置主体、経営主体及び代表者氏名
(1) 設置主体、経営主体
(2) 代表者氏名
- 3 変更年月日
年 月 日

4 変更事項

変更事項 (該当事項に○をつけること)		変更内容	
	施設の名称	(変更前)	(変更後)
	建物、施設の所在地		
	建物の設備、図面		
	設置者の名称、所在地		
	設置代表者の氏名		
	定款又は寄付行為及びその他の規約		
	認可定員		
	運営規程		
	経営の責任者及び福祉の実務にあたる幹部職員		

5 変更理由